

議案第141号

上越市柿崎マリンホテルハマナス条例の一部改正について

上越市柿崎マリンホテルハマナス条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小菅淳一

上越市柿崎マリンホテルハマナス条例の一部を改正する条例

上越市柿崎マリンホテルハマナス条例（平成16年上越市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第9条各号を次のように改める。

(1) 宿泊室 次のとおりとする。

ア 宿泊利用 午後3時から翌日午前10時まで

イ 日帰り利用 午前11時から午後2時（宿泊利用をする者がいない日にあっては、午後5時）まで

(2) 会議室 午前9時から午後10時まで

(3) 浴室 午前11時から午後7時まで。ただし、宿泊室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後3時から午後12時まで及び翌日午前5時から午前9時までとする。

(4) 食堂 午前11時30分から午後2時まで及び午後5時30分から午後8時30分まで。ただし、宿泊室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後6時から午後8時30分まで及び翌日午前7時から午前9時までとする。

第10条中「12月30日から翌年1月2日まで」を「水曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

区分		単位	上限額	摘要
宿泊室 宿泊利用	特別宿泊室	1人1泊につき	20,000円	・左に定める額は、浴室の利用料金を含むものとする。 ・飲食料金を除く。 ・3歳未満の乳幼児は、無料とする。 ・3歳以上未就学児以下の者は、左に定める額に60%を乗じて得た額を
	一般宿泊室		15,000円	

				上限額とする。 ・小学生は、左に定める額に 80 %を乗じて得た額を上限額とする。
日帰り利用	1室1時間につき	2, 400円		
会議室	1室1時間につき	4, 100円		
浴室	中学生以上	1人につき	900円	・3歳未満の乳幼児は、無料とする。
	小学生		350円	
	未就学児		200円	

備考

- 1 宿泊室の日帰り利用及び会議室の利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 2 この表に定める額は、税を含む額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の上越市柿崎マリンホテルハマナス条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。